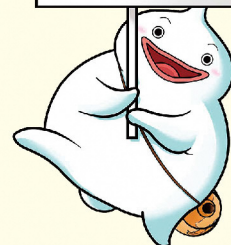


国保だより

島原市国民健康保険

令和
5年度



国民健康保険（国保）は、あなたが病気やケガをしたときに安心して医療を受けられる大切な制度です。

あなたが納める保険税は、島原市の国保の大切な財源となり国保を支えていますので期限内に納付してください。

保険税を特別な理由もなく滞納すると、医療費などの支払いを全額自己負担していただく場合があります。

■国民健康保険税は「世帯主」が納めます

国民健康保険税を納める義務は世帯主にあります。そのため、世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に1人でも国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

国民健康保険税の納期

期別（納付月）	納期限	期別（納付月）	納期限
1期（7月）	令和5年7月31日	5期（11月）	令和5年11月30日
2期（8月）	令和5年8月31日	6期（12月）	令和5年12月25日
3期（9月）	令和5年10月2日	7期（翌年1月）	令和6年1月31日
4期（10月）	令和5年10月31日	8期（翌年2月）	令和6年2月29日

※特別徴収（年金からの差し引き）の方は納税通知書をご覧ください。

次のすべてに該当する方は保険税を年金から差し引きされる、特別徴収の対象となります。

- ① 世帯主が国民健康保険に加入していること
- ② 世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満であること
- ③ 特別徴収の対象となる公的年金等の年額が18万円以上であること
- ④ 国民健康保険税と介護保険料の合算額が、特別徴収の対象となる公的年金等の受給額の2分の1を超えないこと

特別徴収（年金からの差し引き）の方で口座振替への変更をご希望の場合は、金融機関に口座振替納付申込書を提出した後、税務課窓口へ申し出をしていただくことにより、口座振替での納付が可能です。

国民健康保険税は納期限までに納めましょう!!

●納期限から1年を過ぎると・・・

通常の被保険者証の代わりに、「短期被保険者証」が交付されます。

（通常の被保険者証より、有効期限が短くなります）

●保険税を納めないでいると・・・

・保険証を返してもらい、代わりに「資格証明書」が交付される場合があります。

・医療費は、いったん**全額自己負担**していただきます。

・**財産の差し押さえ**などの処分を受ける場合があります。

◆特別な事情により保険税の納付が困難な場合は、税務課 収納班（63-1111 内線174）へご相談ください。

市税の納付は簡単・便利な口座振替をお勧めします。

市内の金融機関に申込書を備え付けていますので、同封の納付書と通帳、届出印をご持参の上、金融機関の窓口でお手続きください。

自宅やオフィスで「キャッシュレス納付」

地方税お支払いサイト、スマホアプリ納付、クレジットカード納付をご利用いただけます。

詳細は

島原市 市税の納付

検索

または



国民健康保険税の計算方法と軽減制度

●島原市の国民健康保険税は、負担が公平となるように、**医療分**・**支援分**（後期高齢者支援金分）・**介護分**（介護納付金分）それぞれを【所得割】・【均等割】・【平等割】の3つで構成しています。

		医療分	支援分	介護分
所得割	令和4年中の総所得金額（総収入金額から必要経費を差し引いた残額）から 43万円 を控除した額の	10.3%	3.5%	2.9%
均等割	世帯の加入者数1人につき	28,600円	9,800円	10,900円
平等割	1世帯につき	23,200円	7,600円	6,100円
最高限度額	世帯あたりの最高限度額	65万円	*22万円	17万円
最高限度額	世帯あたりの最高限度額合計	104万円		

※介護分は40歳～64歳の加入者

※令和5年度から後期高齢者支援金分に係る課税限度額を**22万円**（令和4年度20万円）に引き上げます。

低所得の世帯は、軽減制度があります。（保険税の均等割と平等割を以下の割合で軽減します）

※世帯の国保被保険者のうち、確定申告または住民税申告をされていない方がいれば、軽減に該当しない場合があります。

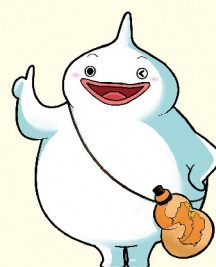
	国保に係る（擬制世帯主＋被保険者＋特定同一世帯所属者）総所得金額
2割軽減	「 43万円 ＋53.5万円※×国保被保険者及び特定同一世帯所属者の数＋10万円×（給与所得者等の数－1）」以下の世帯
5割軽減	「 43万円 ＋29万円※×国保被保険者及び特定同一世帯所属者の数＋10万円×（給与所得者等の数－1）」以下の世帯
7割軽減	「 43万円 ＋10万円×（給与所得者等の数－1）」以下の世帯

※特定同一世帯所属者とは、同じ世帯主の下、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方です。

※給与所得者等…給与所得者等（給与収入が55万円を超える方）と公的年金等の支給を受ける方（65歳未満：公的年金等の収入が60万円をこえる方／65歳以上：公的年金等の収入が110万円を超える方）

※令和5年度から2割軽減対象となる軽減判定所得の算定に用いる金額を**52万から53.5万**に、5割軽減対象となる軽減判定所得の算定に用いる金額を**28.5万から29万**に引き上げます。

（イメージ図）	所得割	均等割・平等割
軽減なし世帯	軽減なし	軽減なし
2割軽減世帯	軽減なし	軽減
5割軽減世帯	軽減なし	軽減
7割軽減世帯	低所得のため所得割なし	軽減



後期高齢者医療制度に伴う軽減制度

後期高齢者医療制度に加入された世帯について、国民健康保険税の負担が急に増えることがないように、一定の条件に該当する場合、保険税が軽減されます。（※届出の必要はありません）

詳しくは税務課市民税班（63-1111 内線179）までお問い合わせください。

非自発的失業者に対する軽減制度（申請が必要です）

解雇・倒産などが原因で離職した人（特定受給資格者または特定理由離職者）で国保加入予定及び既加入者は最長で2年間、国民健康保険税が軽減される場合があります。次の条件すべてを満たす方が対象です。

・平成21年3月31日以降に離職した方

・離職時点で65歳未満の方

・雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、離職理由欄が右記のコードに該当する方

※高齢者受給者証または特例受給資格者証をお持ちの方は対象となりません



区 分	離職理由コード
特定受給資格者	11、12、21、22、31、32
特定理由離職者	23、33、34

詳しくは、保険健康課 国民健康保険班（63-1111 内線231）または、税務課 市民税班（内線179）までお問い合わせください。

国民健康保険税の計算例

(例)家族構成



おとうさん
(42歳)



おかあさん
(37歳)



おばあちゃん
(70歳)

こども(未就学児)
は軽減措置により
5割軽減だよ!



こども
(5歳)

【医療分】(所得-43万円)×10.3%+28,600円×加入者数+23,200円

所得割	おとうさん → 営業所得210万円 (210万円-43万円)×10.3%=172,010円	172,010円
	おかあさん → 給与所得45万円(給与収入100万円) (45万円-43万円)×10.3%=2,060円	2,060円
	おばあちゃん → 公的年金所得30万円(公的年金収入140万円) 基礎控除43万円以下のため、所得割「0円」	0円
均等割	(28,600円×3人)+(28,600円×1/2×1人) ※こども(未就学児)は軽減措置により5割軽減	100,100円
平等割	23,200円	23,200円
年 税 額 (100円未満切り捨て)		297,300円

【支援分】(所得-43万円)×3.5%+9,800円×加入者数+7,600円

所得割	おとうさん → 営業所得210万円 (210万円-43万円)×3.5%=58,450円	58,450円
	おかあさん → 給与所得45万円(給与収入100万円) (45万円-43万円)×3.5%=700円	700円
	おばあちゃん → 公的年金所得30万円(公的年金収入140万円) 基礎控除43万円以下のため、所得割「0円」	0円
均等割	(9,800円×3人)+(9,800円×1/2×1人) ※こども(未就学児)は軽減措置により5割軽減	34,300円
平等割	7,600円	7,600円
年 税 額 (100円未満切り捨て)		101,000円

【介護分】(40歳~64歳の加入者)(所得-43万円)×2.9%+10,900円×加入者数+6,100円

所得割	おとうさん → 営業所得210万円 (210万円-43万円)×2.9%=48,430円	48,430円
均等割	10,900円×1人	10,900円
平等割	6,100円	6,100円
年 税 額 (100円未満切り捨て)		65,400円

【年間】

医療分

297,300円

+

支援分

101,000円

+

介護分

65,400円

=

合計

463,700円

所得の申告をお願いします

所得が不明な場合、所得が一定基準以下の世帯に適用される保険税均等割額等の減額、高額療養費自己負担限度額の軽減、入院時の食事代の減額などが受けられない場合があります。

世帯主と国保加入者の方は、収入が無い場合でも、保険税算定等のため、所得の申告をお願いします。

※ただし、以下に該当される方については、所得の申告が不要場合があります。

- ・ 所得が給与や年金のみの方で支払者(勤務先・年金機構)から各支払報告書の提出がされている方
- ・ 確定申告または住民税申告をされた方
- ・ 税法上の扶養親族となっている方

加入・喪失の届出は、必ず14日以内に行いましょう。

国保への 届出

どこの健康保険等にも加入していないときは、必ず国保に加入することとなります。
届出が遅れると保険税をさかのぼって納めなければなりません。

また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

※他市町村から転入された場合、所得が不明なときは前住所地での所得が判明した後に
税額が追加されることがあります。

※後期高齢者医療制度の対象者になったとき(75歳到達時)は、届出の必要はありません。

こんなときには届出を

持ってくるもの

国保に加入 するとき

保険税は加入した月から
月割計算となります。

職場の健康保険をやめたとき
(職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき)

他市区町村から転入してきたとき

子どもが生まれたとき

生活保護を受けなくなったとき

外国籍の人が加入するとき

・健康保険資格等喪失連絡票

・他市区町村の転出証明書

・国保の保険証
・母子健康手帳

・保護廃止決定通知書

・在留カード等

国保を やめるとき

保険税はやめる月の前月分
までの月割計算となります。

職場の健康保険に加入したとき
(職場の健康保険の被扶養者になったとき)

他市区町村に転出するとき

被保険者が死亡したとき

生活保護を受けるようになったとき

外国籍の人がやめるとき

・国保の保険証
・加入した健康保険証または健康保険資格等
取得連絡票

・国保の保険証

・国保の保険証
・死亡を証明するもの

・国保の保険証
・保護開始決定通知書

・国保の保険証
・在留カード等

その他

住所、世帯主、氏名などが変わったとき

世帯を分けたり、一緒になるとき

修学のため、別に住所を定めるとき

保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき

・国保の保険証

・国保の保険証

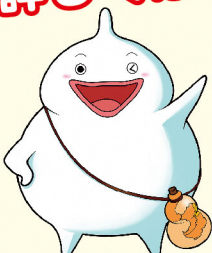
・国保の保険証
・在学証明書
・印鑑

・身分を証明するもの
(使えなくなった保険証、運転免許証等)
・印鑑

※特定同一世帯所属者異動連絡票
旧被扶養者異動連絡票

お持ちの方は、転出証明書と一緒に
提出ください。

詳しくは



島原市役所 電話 0957-63-1111

◆ 課税に関すること …… 税 務 課 / 市 民 税 班 (内線 179)

◆ 納税に関すること …… 税 務 課 / 収 納 班 (内線 174・175)

◆ 資格に関すること …… 保険健康課 / 国民健康保険班 (内線 231・237)

〈有明支所 0957-68-1111〉